

広島県告示第九百七十八号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月十七日から施行する。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

103	熱・流体シミュレー タ	五〇〇円
104	熱・流体シミュレー タ	五〇〇円
105	照明設計解析システ ム	八〇〇円
106	電源装置	四〇〇円
	自動測定ステージ	六〇〇円

を
に改める。